

新商品の生産により新たな事業分野の  
開拓を図る者の認定事業  
(古賀市トライアル発注事業)

募集要項

古賀市

【提出先・お問い合わせ先】

〒811-3192

古賀市駅東1丁目1-1

古賀市 商工政策課 商業観光係

電話 092-942-1176

FAX 092-942-3758

E-mail : [shoukou@city.koga.fukuoka.jp](mailto:shoukou@city.koga.fukuoka.jp)

## 1 制度の概要

市内の中小企業等が開発または製造した優れた新商品を古賀市が認定し、PRを行うことによって販路開拓を支援する目的で実施するものです。

## 2 認定のメリット

- 認定された新商品は、市のホームページ等への掲載を行い、広くPRします。
  - 認定期間中、市の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）
- ※ **認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。**
- ※ 市の機関と随意契約できるのは、物品において、古賀市トライアル発注事業の認定事業者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できません。

<関係法令（抜粋）>

### 地方自治法施行令（昭和22年5月3日 政令第16号）

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

## 3 認定対象となる製品

以下の要件をすべて満たすものとします。

ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬は除きます。

## <発注事業実施要綱（抜粋）>

（注1）

### 古賀市トライアル発注事業実施要綱

（対象となる新商品）

第2条 この要綱において、「新商品」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬、その他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切とするものを除く。

- (1) 古賀市内で自ら製造し、又は開発した商品であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね7年以内であること。
- (3) 既存の商品とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること。
- (4) 技術の高度化、経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与する商品であること。
- (5) 市場性が見込まれる商品であること。
- (6) 市の機関において用途が見込まれ、かつ、購入実績が少ない商品であること。
- (7) 商品の生産・販売の方法や資金調達の方法などが確実に実行可能であること。

## 4 認定対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

- (1) 市内に事業所を有し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 市税の滞納がない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 申請から認定の期間において、古賀市指名停止措置要綱に該当する者でないこと。
- (5) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

<関係法令（抜粋）>

**中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）**

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）**

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

## 5 認定期間

認定の通知をした日から2年後の年度末まで認定期間となります。

## 6 認定手続きの流れ

### ○ 認定申請書の作成・提出

・申請書の項目をすべて記載してください。



### ○ 書類審査

提出書類に基づき、認定要件を満たしているかを審査します。

※ 審査補足資料として、品質、性能、安全性等に関する試験成績書や取扱説明書及びこれに関する資料等の提出を求める場合があります。



### ○ 審査会による審査

新事業分野開拓者認定審査会による審査を行います。



### ○ 認定事業者の決定・認定製品の公表

認定事業者の適否（採択及び不採択）については、速やかに申請者に対して書面をもって通知します。

また、認定事業者の名称や新製品の名称等を古賀市ホームページ等で公表します。

## 7 申請方法

「申請書（第1号様式）」に以下の書類を添付し、正副各1部（副は全て写し）を提出先に直接持参又は郵送・宅配便により提出してください。

（ファックス、電子メールでは受付いたしません。）

\*申請書様式は、古賀市ホームページからダウンロードできます。

#### <添付書類>

- (1) 法人にあつては、定款及び登記事項証明書の写し、個人にあつては、住民票記載事項証明書、身分証明書（本籍地の市町村長が発行したもの）、登記されていないことの証明書
- (2) 市税に滞納がないことの証明書
- (3) 最近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書  
(これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容等を記載した書類)
- (4) その他新商品の詳細がわかる資料（パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）
- (5) 誓約書（個人の場合）（※所定の様式）
- (6) その他市町が必要と認める書類

#### 8 留意事項

- (1) 古賀市が認定製品の購入を約束するものではありません。
- (2) 古賀市が認定商品の品質等を保証するものではありません。
- (3) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 申請書等の提出された書類は返却いたしません。
- (5) 認定基準に適合しなくなった場合や虚偽の申請を行った場合には、認定を取り消すことがあります。

#### 9 提出先・お問い合わせ先

〒811-3192

古賀市駅東1丁目1-1

古賀市 商工政策課 商業観光係

電話 092-942-1176